

中核市移行支援PTの取組状況

平成27年3月19日

保健衛生・環境PT（福祉保健部関係）	<p>○移譲事務の範囲について、関係課間で協議継続中。</p> <p><検討状況></p> <p>○東部福祉保健事務所が実施している事務については、基本的には鳥取市受入れの方向で調整中。</p> <p>○法定移譲事務以外の事務で本庁が行うものについては、鳥取市から以下のようないい意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点で<u>東・中・西部（全県分）の事務を処理しているものなど</u>があり、広域性の観点から引き続き県において実施してほしい。 <p>(例) 毒物及び劇物取締法に基づく特定毒物研究者の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に対する指導内容を統一するため権限は県にあることが適当であるため、引き続き県において実施してほしい。 <p>(例) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院の指定 ⇒ 業務の効率性等の観点を踏まえて検討していく。</p> <p>○「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に係る法定移譲事務以外の保健所事務のうち、東部福祉保健事務所が実施しているものについては、事務の特殊性・困難性にかんがみ県にお願いしたいという意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急医療体制の整備、精神科病院の認定、警察官からの通報の受理、保護観察所からの通報の受理、矯正施設の長の通報の受理、精神科病院の管理者の届出の受理、措置入院・緊急措置入院の決定・通知、入院措置の解除等 ⇒ 引き続き協議が必要。 <p><今後の作業></p> <p>○地域住民のサービス向上、効率性の観点で県が引き続き担うべきか市へ移譲すべきか、引き続き検討。</p> <p>○移譲事務の範囲について速やかに合意し、4町も含めたサービス提供体制のあり方、専門職の人材確保の方策（新規採用、派遣等）等について協議する。</p>
--------------------	--

保健衛生・環境P T（生活環境部関係）	<p>○法定移譲事務以外の事務の移譲に当たって支障がないかどうかの確認を行い、移譲事務の範囲について調整を行うとともに、課題を抽出。</p> <p>○中央病院の建替え工事に伴い移転が必要となっていた一般大気測定局（鳥取市江津）について、<u>将来の市への事務移譲を見据え、移設場所等について県・市で調整を行った。</u></p> <p>⇒市に移設候補となる市有施設を探していただいたが適切な施設がなかったため、県が当初予定していたとおり西町分庁舎に移設し、中核市移行後も市に継続して一般大気測定局として使用していただく予定。</p> <p><課題></p> <p>○専門職の人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣医師、薬剤師、食品衛生監視員、環境衛生指導員等の確保 ・獣医師、薬剤師等については依然として採用が困難な状況 <p>○法定移譲事務以外の事務の移譲に当たっての支障の有無の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移譲を検討している事務のうち、県の本庁で処理しているものについては、鳥取市が移譲不可と分類しているものが多い。本庁で処理している事務であっても、実質的に事務所で行っている事務や法定移譲事務と特に関連性の強い事務については、県から移譲の必要性を重ねて説明し、協議を継続しているところ。 <ul style="list-style-type: none"> (例) 温泉法による土地の掘削の許可、クリーニング師免許の付与など ・浄化槽法に基づく保守点検業者登録条例の制定権限が市に移譲されることにより、広域で業務を行う業者は、県と市の両方の登録が必要になる。 <p>⇒中核市移行により業者負担が増加することをどう考えるか。</p> <p>※他の中核市・都道府県では県・市両方の登録（手数料支払）を求めている模様。</p> <p><今後の作業></p> <p>○市の保健所設置に伴うスムースな事務事業の実施のため、専門職員の確保、組織体制、県・市の連携等について協議。</p> <p>○法定移譲事務以外の事務の移譲範囲を県・市で調整し、確定。</p> <p>○浄化槽に係る保守点検業者登録制度の運用について、今後環境省から出される見解を踏まえ、県と市で業者の負担を軽減する方策を検討。</p> <p>○一般大気測定局や犬猫収容施設など県財産移管の方針について県・市で調整。</p> <p>○食中毒など食品衛生検査に係る県・市の協力体制（県衛生環境研究所での受託等）を検討。</p> <p>○円滑な中核市移行に向け、引き続き、移譲事務に係る情報共有及び質疑応答を行い、移譲事務に係る理解促進を図るとともに、課題の抽出を図る。</p>
---------------------	---

都市計画 P T	<p>○法定移譲事務は3法令（※準備が必要なもの）、移譲が望ましい事務は3法令。</p> <p>◇法定移譲事務</p> <p>①屋外広告物法（屋外広告業の登録事務のみ） ・屋外広告業の登録等について、市から県への再委託について検討中（別添資料参照）。</p> <p>（理由） 移譲事務は「屋外広告業の登録事務」と「屋外広告業の登録をするものを対象とした講習会実施事務」。<u>鳥取市のみで登録を行い業務をすることは少ないもの</u>と考えられるところ。県と市でそれぞれ登録を行うこととすると、行政サービスの低下と事務の非効率化の懸念があるため。</p> <p>②高齢者の居住の安定確保に関する法律 ・県の担当課から市の担当課へ移譲事務の概要や事務量等について説明済み。</p> <p>③建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・県の担当課から市の担当課へ移譲事務の概要や事務量等について説明済み。</p> <p>◇市への移譲が望ましい事務</p> <p>①農業振興地域の整備に関する法律 ・県と市で協議し、担当レベルでは権限移譲には異存がないとのこと。</p> <p>②土地改良法 ・県と市で協議し、担当レベルでは権限移譲には異存がないとのこと。</p> <p>③公営住宅法（市が管理している県営住宅の移譲） ・協議継続しているが、大半の事務の移譲が困難な状況。</p> <p><今後の作業></p> <p>○屋外広告業の登録等について、市から県への再委託について検討中。</p> <p>○その他法定移譲事務については、特段の課題等もないと考えられることから、引き続き、県・市担当課間で事務移譲の準備を進める。</p> <p>○市への移譲が望ましいと考えられる事務について、県・市で協議を継続。</p>
教育 P T	<p>【県費負担教職員の研修関係】</p> <p>○市に移譲される研修について、以下のとおり調整中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教諭等の初任者研修及び10年経験者研修については、市が実施する。 ・その他の研修については、受講者が多い方が研修効果の向上が見込まれることなどを勘案し、市が県に委託して実施する。 <p><今後の作業></p> <p>○今後、委託料の算出方法等について協議を進めていく。</p> <p>【文化財関係】</p> <p>○移譲事務を8項目だと考えていたが、新たに9項目が該当することが判明した。ただし、例年処理案件があるものは3項目（文化財である埋蔵物の届出の受理・鑑査（・差戻し））のみ。</p> <p><今後の作業></p> <p>○新たに判明した移譲事務についても、協議を行うこととしているが、軽易な事務であるため、特段の課題等はないと思われる。</p>

屋外広告物事務の移譲について

鳥取県生活環境部
くらしの安心局住まいまちづくり課

現 状

鳥取県の事務

広告物等の制限及び監督
(鳥取市及び倉吉市を除く区域に鳥取県条例適用)

屋外広告業の登録等
(全県鳥取県条例適用)

H24. 10. 1
景観行政団体の特例により
権限移譲

鳥取市の事務

広告物等の制限及び監督
(鳥取市の景観計画に基づき、
鳥取市独自の屋外広告物規制
条例制定)

※鳥取県条例で定めるところによる
事務処理権限移譲。

鳥取市が中核市移行後

鳥取県の事務

広告物等の制限及び監督
(鳥取市及び倉吉市を除く区域に鳥取県条例適用)

屋外広告業の登録等
(鳥取市を除く区域に鳥取県条例適用)

鳥取市の事務

広告物等の制限及び監督
(屋外広告物法に基づく屋外広告物規制条例に移行)

屋外広告業の登録等
(鳥取市内で適用される条例の整備が必要)

中核市移行による大都市等の特例適用に基づき、鳥取市内の事務処理権限が法的に全て移動

地方自治法第252条の14に基づき「屋外広告業の登録等」の事務委託

鳥取県に事務を委託することで条例の整備が必要

【屋外広告業登録等の委託を行う理由】

- 屋外広告業の登録事務を鳥取県と鳥取市で行えば、屋外広告業者はそれぞれの区域で登録が必要となり、負担が増大することから行政サービスの低下となる。
- 鳥取県と鳥取市で屋外広告業の登録を行うと、二重に発生する事務があり、非効率となる。
- 鳥取県と鳥取市で登録事務を行ったとしても、鳥取県の事務軽減は少ないことが予想される。

鳥取市の中核市移行に向けた県・市事務事業調整の考え方

1 法定事務以外の事業の判断基準について

次の基準に照らして明らかに該当しないものは、調整項目から削除する。

- ①法定事務を施行するうえで、一体的に処理する必要のある事務であること。
- ②一定の処理件数があり、市民サービスの向上に効果が見込まれる事務であること。(単独で実施するには、処理件数が少なく非効率なものないこと)
- ③現在、東部福祉保健事務所又は東部生活環境事務所で処理されている事業であること。(県の本庁で処理することが適当な事務は、引き続き県の本庁が処理する。)
- ④全県を対象に統一的に処理すべき事務でないこと
- ⑤必要な財源の措置が見込まれること。

2 経費負担の考え方について

①法定事務（要綱関係の事務を含む）

- ・鳥取市に係る事務は交付税措置による財源を充てることを原則とする。
- ・4町に係る事務を県から市に委託する場合の必要経費は県から市への委託料を財源とする。

②単県事務（県自治事務）

基本的に県からの権限移譲交付金を財源とする。

市の負担を伴うものは、受け入れについて個別に判断する。

③その他の事務

基本的に県からの権限移譲交付金を財源とする。